

肱川上流漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、肱川上流漁業協同組合が免許を受けた内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、あまご及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、友掛け、穴釣り、たも網等、はえなわ、栓（じんど）及び投網（投げ網を含む。）による遊漁は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物・漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、友掛け、穴釣り、たも網等、栓（じんど）又は投網（投げ網を含む。）による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の禁止及び制限)

第3条 次の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 瀬張り、やな又は刺し網の漁具・漁法。
- (2) やす及び空針掛け（水中のしゃくり掛けを含む。）の漁具・漁法。
- (3) 瀬張りの設置場所から上流50メートルの区域内において、漁具を使用する漁法又は夜間に灯火を使用する漁法。
- (4) 水中に電流を通じてする漁法。
- (5) 第4条に規定する期間内においても、6月1日から8月31日までの期間に夜間に灯火を使用する方法。
- (6) 農薬又は毒物等を使用する方法。
- (7) 栓（じんど）を使用する漁法において、遊漁者1人が栓の総本数30本

を超えること。

(8) 網漁具を使用してへらぶなを捕獲する漁法。

(9) 夜間に船舶を使用して野村ダム湖面において水産動物を採捕すること。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。ただし、第1条に掲げる肱川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）が、水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、遊漁の期間を制限することができる。

魚種	期 間
あゆ	6月 1日から12月31日まで
こい うなぎ ふな	1月 1日から12月31日まで（ただし、へらぶなについては遊漁日の日没から日の出までの間を除く。）
あまご	2月 1日から 9月30日まで

(禁止区域等)

第5条 第4条に規定する期間内であっても、次の区域内、期間及び漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 愛媛県内水面漁業調整規則で定めた禁漁区域。
- (2) 組合が設置する保護区域内で、禁止する期間、漁法及び保護をする魚種を定めた場合のその範囲内での漁法
- (3) 鹿野川ダム堰堤から上流150メートルの区域内。
- (4) 野村ダム堰堤から上流500メートル及び下流100メートルの区域内。

(体長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

魚種	大 き さ
こい	1個体の体長が20センチメートル以下
うなぎ	1個体の体長が25センチメートル以下
あまご	1個体の体長が15センチメートル以下
ふな	1個体の体長が10センチメートル以下

(遊漁料の額)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁については無料とする。

(単位：円)

等級	漁具・漁法	遊漁料
2級	投網(投げ網を含む。)、栓(じんど)友掛け、たも網、はえなわ及び3級の漁法	1日 3,000 1年 10,000
3級	釣り(手釣り、竿釣り、穴釣り等)	1日 1,000 1年 2,500

(遊漁承認に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合に遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際し監視員の指示があるときは、これに従わなくてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関し必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、次に掲げる各号の範囲内において損害賠償金を請求できるものとする。

(1) 違反事実認定等の調査及び処分決定のための役員会等開催経費の実費相当額

(2) 違反操業により捕獲した魚類(漁獲物)の価格実費相当額

- (3) 違反者に対する連絡、通信等経費実費相当額
- (4) 違反により組合若しくは組合員の財産に損害を与えたときはその実費相当額
- (5) 前各号の合計の全額又は合計の一部額

様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

<p style="text-align: center;">遊漁鑑札証</p> <p style="text-align: center;">平成 年度</p> <p style="text-align: center;">肱川上流漁業協同組合</p> <p style="text-align: center;">NO. _____</p>	<p>遊漁者住所 _____</p> <p>遊漁者氏名 _____</p> <p>遊漁者年齢 _____ 満才</p> <p>鑑札種別 _____ 級</p> <p>発行所 _____</p>
---	--

- (注) ・文字を縦書きとする場合がある。
 ・特に注意事項等を記載した漁業案内を添付する。

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

表

裏

<p style="text-align: center;">NO. _____</p> <p><u>漁 場 監 視 員 証</u></p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員 であることを証明する。</p> <p>(住所) _____</p> <p>(氏名) _____</p> <p>(有効期限) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>肱川上流漁業協同組合 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>
--	---